

証券の発行又は募集に関する報告書

財 務 大 臣 殿
(日本銀行経由)

報 告 年 月 日：_____

報 告 者：
氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名 _____

国 籍 _____ 居住者（該当分に○）
非居住者 _____

報告者の区分（該当分に○）
1. 公的 2. 銀行 3. その他（ ）

住所又は所在地 _____

代 理 人：
氏名又は名称及び
代 表 者 の 氏 名 _____

住所又は所在地 _____

責任者記名押印
又 は 署 名 _____

担当者の氏名（電話番号） _____

(単位：百万円・千通貨単位)

1 発行又は募集した証券	(1) 種 類	
	(2) 額 面 総 額	
2 発行又は募集の時期等	(1) 発行又は募集を行った日 (払込日を記入)	□□□□ 年 □□ 月 □□ 日
	(2) 発行又は募集の場所	
3 発行又は募集の条件	(1) 発 行 価 格	
	(2) 利 率 (年率%)	
	(3) 最終償還期限	□□□□ 年 □□ 月 □□ 日
	(4) 手 数 料	
4 主たる引受人又は買取人 (氏名又は名称及び国籍を記入)		
5 販売額 (払込金額)	(1) 居 住 者	
	(2) 非 居 住 者	
	(3) 合 計	
6 その他の事項	(記入要領) ・格付けを取得している場合は、格付けを記入すること。 ・二重通貨建て債券の場合は、発行時と異なる利払い又は償還時の通貨を記入すること。 ・非居住者による本邦における証券の発行又は募集の場合は、「5 販売額 (払込金額)」欄中「(1) 居住者」への販売額に関して、 1) 公的部門、2) 銀行 (銀行勘定)、3) 銀行 (信託勘定)、4) 信託銀行 (銀行勘定)、5) 信託銀行 (信託勘定)、6) 生命保険会社、7) 損害保険会社、8) 投資信託委託会社又は資産運用会社、 9) その他の内訳を記入すること。	

- (記入要領)
- 西暦により記入すること。
 - 「報告者の区分」欄中「3. その他」に該当する場合は、かつこ内に職業又は業種を具体的に記入すること。
 - 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された者が記名押印又は署名すること。
 - 非居住者による外国における証券の発行又は募集の場合は、「5 販売額 (払込金額)」欄中「(1) 居住者」欄及び「(2) 非居住者」欄には記入を要しない。
 - 一括して報告をする場合は、2通目以降の報告書の「報告者」欄には、「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄を除き記入を要しない。

「証券の発行又は募集に関する報告書」の記載要領

1. 報告を要する者

- (1) 外国において証券の発行又は募集を行なった居住者
- (2) 本邦において外貨証券の発行又は募集を行なった居住者
- (3) 本邦において証券の発行又は募集を行なった非居住者
- (4) 外国において本邦通貨をもって表示され又は支払われる証券の発行又は募集を行なった非居住者

ただし、次のいずれかに該当するものは報告不要。

イ. 発行又は募集する証券の額面又は払込み金額のいずれも10億円に相当する額未満の場合。

—— 新株予約権付社債の場合は新株予約権証券と社債の合計が10億円に相当する額未満の場合。

ロ. 上記(3)以外の発行又は募集で当該証券が譲渡性預金証書(払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいい、指名債権であるものを除く)の場合。

2. 報告の根拠となる法令条文

- (1) 報告省令第11条第1項(上記1.(1)、(2)に該当する者)
- (2) 報告省令第11条第2項(上記1.(3)、(4)に該当する者)

3. 報告書の提出先と照会先

- (1) 提出先: 〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町2-1-1
日本銀行国際局国際収支統計担当62番窓口
(郵送の場合の宛先: 〒103-8660 日本橋郵便局私書箱30号
日本銀行国際局国際収支統計担当)
- (2) 本報告書に関する照会先: 国際収支統計担当 03-3277-1383

4. 報告書の提出期限

- (1) 個別取引の報告者: 当該証券の発行又は募集の払込み日から20日以内。
- (2) 月中取引の一括報告者: 当該月の翌月20日(休日の場合はその前営業日まで)。
なお、郵送の場合は期限までに必着とする。

5. 提出部数

1部

6. 報告書の提出の要否を判定するために使用する換算レート

1. ただし書きイ.における外国通貨建証券を円換算する場合のレートは、外為法第7条に定める「基準・裁定外国為替相場」レートを用いること。

7. 記入の方法と留意点

- (1) 報告年月日等は、西暦により記入すること。
- (2) 報告者は、氏名又は法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、国籍ならびに居住者、非居住者の区分を記入すること。また、居住者の報告者については、該当する報告者の区分に丸を付すこと。代理人による報告の場合は代理人の名称及び代表者の氏名を記入すること。

- (3) 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授権された責任者（報告者の内部規定に基づき選定）が記名押印又は署名すること。なお、責任者の選定にあたり部長等の役職の有無は問わない。
- (4) 「担当者の氏名（電話番号）」欄には、報告者又は代理人の担当で、当該報告書の照会に対応できる者（複数でも可）を記入すること。また、電話番号は、できるだけ直通番号を記入すること（代表番号の場合は、内線番号、担当部署を補記すること）。
- (5) 複数の証券を同時に発行又は募集した場合は、証券毎に別葉で作成すること。
- (6) 金額は、当該証券の券面表示通貨（本邦通貨建の場合は百万円単位、外貨建の場合は千通貨単位）で記入すること。
- (7) 報告書式に関する解説

事項	定義・解説
共通	証券の定義（外為法第 6 条 1 項第 11 号） 「証券」とは、発行されていると否とを問わず、公債、社債、株式、出資の持分、公債又は株式に関する権利を与える証書、債券、国庫証券、抵当証券、利潤証券、利札、配当金受領証、利札引換券その他これらに類する証券又は証書として政令で定めるものをいう。
証券種類	証券種類を次の内容を満たす形で記入すること。 1. 証券名称（回号・期号がある場合は記入すること） 2. 株式、債券、コマーシャルペーパー（CP）、投信（契約型・会社型の別）、預託証書、その他（証券内容を具体的に判別できる記入をすること）の別。 3. 証券の仕組み等（優先株式、普通社債、転換社債、新株予約権付社債、劣後債、割引債、永久債等の別）。
額面総額	無額面の証券にあつては、「無額面」の旨記入するとともに、募集額（信託受益権証券など 1 単位当たり発行価格に総発行数を乗じた金額）を記入すること。
発行又は募集の場所	発行地、募集地を併記すること。 ただし、発行地は報告省令別表 2 に定める国又は地域名を記入すること。 —— ユーロは地域として別表に定義されていないので個別の国名を記入すること。
発行価格	株式は 1 株の発行価格、債券・CP は券面百通貨単位についての発行価格（%、小数第 3 位未満四捨五入）、信託受益権証券等は 1 単位当たりの発行価格を記入すること。
利率	債券等の負債性証券の額面金額に対する年当たり利子の割合（年率）を記入すること。 —— 固定利付債は年率（%、小数第 3 位未満四捨五入）で記入。 —— 変動利付債は基準となる利子率（LIBOR 等）とスプレッドを記入。 —— 上記変動利付債以外の方法で各利払日の利子額が変動する場合は、各利払日における当該利子額から年率を計算して記入すること。 —— 割引形式で発行・募集した負債性証券については、利回りを「その他」欄に記入すること。
最終償還期限	債券等負債性証券は、最終償還期限（期限の定めのない債券<永久債>については無期限と記入）を、信託受益権証券については当該ファンドの存続期間及び償還の方法を記入。 —— 株式、新株予約権証券については、当欄の記入は不要。

手数料	<p>当該報告に係る発行・募集時の引受幹事等に対して支払う手数料の総額を記入すること。</p> <p>—— 報告者が居住者の場合は、非居住者に支払う分のみを総額で記入すること。</p> <p>—— 報告者が非居住者の場合は、居住者に支払う分のみを総額で記入すること。</p> <p>—— 代理人がある場合は、代理人に対する書類作成等に関する手数料の支払いも含めること。</p> <p>—— 期中の利払時等に発生する手数料は含めないこと。</p> <p>—— 額面通貨と異なる通貨で支払う場合には、支払通貨名を記入すること。</p> <p>—— 発行代り金から手数料を差引いた場合でも記入すること。</p>
主たる引受人又は買取人	主たる引受人又は買取人の氏名又は法人の名称及びその国籍について記入すること（複数記入可）。
販売額 (払込金額)	<p>当該証券の居住者、非居住者への販売額と合計をそれぞれ記入すること。</p> <p>—— 販売額は、発行代り金から手数料を差引いた場合、手数料を差引く前の金額を記入すること。</p>
その他	<ol style="list-style-type: none"> 格付の取得状況について、取得の格付、格付機関名称を記入すること。 証券額面通貨と償還若しくは利払通貨が異なる場合は、償還若しくは利払の通貨名を記入すること。 非居住者による本邦における発行についての報告では、上記販売額のうち居住者に対する販売額を、1) 公的機関、2) 銀行（銀行勘定）、3) 銀行（信託勘定）、4) 信託銀行（銀行勘定）、5) 信託銀行（信託勘定）、6) 生命保険会社、7) 損害保険会社、8) 投資信託委託会社又は資産運用会社、9) その他に区分して記入すること。 投信にあっては、分配金に関する取り極め（配当の方法、支払時期、支払方法等）について、当欄に記入すること。 以下に掲げる場合、その旨記載して下さい。 <ol style="list-style-type: none"> ① 報告者が非居住者の場合であって、本報告に係る証券の引受又は買取が、外国為替令第 12 条第 4 項第 1 号及び第 2 号に定める対外直接投資に該当する場合。 ② 報告者が居住者の場合であって、本報告に係る証券の引受又は買取を、報告者に対し 10%以上出資する非居住者が行う場合。

【関連報告書】

証券の発行又は募集に関しては、本件報告書の他に以下の報告書の提出が必要となる場合がありますのでご注意下さい（各報告書の作成にあたっては、それぞれの記載要領をご参照下さい）。

1. 発行又は募集時

(1) 証券の取得又は譲渡に関する報告書（別紙様式13）

居住者が海外で証券を発行又は募集した場合の当該証券の譲渡：居住者

非居住者が本邦で証券を発行又は募集した場合の当該証券の引受け（取得）：居住者

(2) 支払又は支払の受領に関する報告書（別紙様式1～4）

当該証券の発行代り金及び発行手数料の受領又は支払を居住者と非居住者の間で行なった場合。

2. 利子、配当金、手数料の受払時

(1) 利子、配当金又は手数料の支払等に関する報告書（別紙様式40）

(2) 支払又は支払の受領に関する報告書（別紙様式1～4）

（注）ただし、（1）については発行時の手数料を含めない。

3. 証券の償還（満期償還のほか繰上償還、買入消却、株式転換等を含む）時

(1) 支払又は支払の受領に関する報告書（別紙様式1～4）

(2) 証券の取得又は譲渡に関する報告書（別紙様式13）

－ 元本の償還が他の証券でなされた場合や新株予約権について当該権利の行使があった場合など。

4. 発行残高の報告（12月末現在高）

証券の償還等の状況報告書（別紙様式53）

本文1.（1）～（3）の者で毎年12月末時点の該当する証券の発行済残高が10億円相当額以上ある場合。ただし、当年中に当該証券の発行残高が減少していない場合は除く。